

## 滋賀県風しん抗体検査（委託医療機関）実施要領

### 1 目的

主として、先天性風しん症候群の予防のために、予防接種が必要である風しん感受性者を効率的に抽出するため、抗体検査を無料で行い、風しんウイルス感染のハイリスク者への予防接種の勧奨を行うことを目的とする。

### 2 実施主体

滋賀県および大津市

### 3 検査対象者

滋賀県内に居住する次のいずれかに該当する方

- ① 妊娠を希望する女性
- ② 風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者などの同居の方

ただし、過去に風しんにかかる抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる方を除く。

### 4 業務の内容

風しん抗体検査（以下、「検査」という。）

### 5 検査の実施

#### （1）検査実施機関

- ① 県および大津市と一般社団法人滋賀県医師会および一般社団法人滋賀県病院協会との間で契約を締結し、一般社団法人滋賀県医師会および一般社団法人滋賀県病院協会の会員である協力医療機関に検査を実施させて、事業を行う。
- ② 協力医療機関が一般社団法人滋賀県医師会会員でない場合は、当該医療機関と直接契約を締結するものとする。
- ③ 知事は、当該事業を実施するに当たり一般社団法人滋賀県医師会または一般社団法人滋賀県病院協会の協力を得て協力医療機関を募集し、当該事業に協力する医療機関は滋賀県風しん抗体検査事業委任状（様式1）を一般社団法人滋賀県医師会または一般社団法人滋賀県病院協会あて提出し、滋賀県風しん抗体検査事業協力承諾書（様式2）を知事（大津市長）あて提出するものとする。
- ④ 当該事業を実施するに当たっての契約については、大津市長は委託契約の締結権を知事に委任することとし、知事は代表して協力医療機関と委託契約を締結する。
- ⑤ 検査は、（様式2）により県に協力を承諾した医療機関（以下「協力医療機関」という。）が実施するものとし、県は、協力医療機関について、協力医療機関一覧表（別表1）を作成し、滋賀県ホームページ、市町、保健所での窓口、医療機関等で広く県民に対して周知するものとする。

#### （2）実施方法

- ① 協力医療機関で風しん抗体検査を受けようとする者（以下「受検者」という。）は、直接協力医療機関へ事前連絡（検査予約）を行う。
- ② 協力医療機関は風しん抗体検査申込（問診）票（様式3）に基づき、問診・風しん抗体検査を実施する。

③ 協力医療機関は検査結果について、電話などによる問い合わせ、郵送による回答は行わないものとし、本人であることを確認の上、告知を行うものとする。

なお、いずれの検査についても、その結果の判定に当たっては、検査に携わる医師によって行われるものであること。

(3) 検査費用（消費税および地方消費税を含む。）

協力医療機関で実施する風しん抗体検査の検査費用は次のとおりとする。

① 風しん抗体検査（EIA法） 6,750 円

② 風しん抗体検査（HI法） 5,540 円

なお、同一受検者に対し複数の検査法を同時に実施しても、EIA法またはHI法どちらか一方の1回分のみ本事業の対象とし、検査費用は上記と同様とする。

(4) 検査結果の報告および委託料の請求

協力医療機関は毎月の風しん抗体検査の実施状況および検査費用について、滋賀県風しん抗体検査実績報告書兼請求書(様式4)に風しん抗体検査申込(問診)票(様式3)の写しを添えて、検査日の翌月20日までに知事(大津市長)あて、報告・請求するものとする。ただし、大津市在住者に対する検査については大津市長あて、報告・請求するものとする。県(大津市)は、請求締日の翌月20日までに協力医療機関あて支払うものとする。

なお、協力医療機関では本検査で要した費用については、受検者からは徴収しないこととする。

6 関係書類の保存

受検者の関係資料は、協力医療機関及び県(大津市)において、5年間保存する。

7 個人情報及びプライバシーの保護

風しん抗体検査業務の実施にあたり、個人情報及びプライバシーの保護については最大限の配慮をする。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は令和6年6月1日から施行する。